

令和2年8月21日

各サークル代表者

札幌校学生委員会委員長

神林 勲

### 制限期間中における大学施設を利用した課外活動の許可申請について（通知）

このことについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、課外活動について制限しているところですが、次ページの期間の平日（休日・祝日は対象外。平日でも入試等での入校禁止日は対象外）、使用場所と使用時間を限定して課外活動を許可します。活動を行いたい団体は、顧問の許可を得て次ページの申請期間中に申請書をメールにて学生課へ提出してください。また、学外での試合出場や学外施設を利用した練習についても申請が必要になります。こちらにも顧問の許可を得て、別紙の申請書をメールで学生課へ提出してください。

申請書は、別紙「制限期間中における課外活動の許可及び感染防止策について」を参考にして作成をお願いします。この申請書は4週間単位で許可を求めるものであり、第2期、第3期、第4期での活動を希望する場合は、その都度、次ページの申請期間中にメールで申請書を学生課へ提出してください。

なお、使用場所や使用時間を制限している関係で、申請したものがすべて許可されるとは限りません。また、申請書に記載された活動内容や感染防止策が不十分と判断された場合は、申請が認められない場合があります。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、取扱いを変更するときは、別途通知します。

（担当 学生課）

## I. 活動を認める期間と申請書の提出期間

### 1. 活動を認める期間（各期それぞれ4週間）      2. 申請書の提出期間

第1期 9月7日（月）～ 10月2日（金） ← 8月24日（月）～8月30日（日）

第2期 10月5日（月）～ 10月30日（金） ← 9月21日（月）～9月27日（日）

第3期 11月2日（月）～ 11月27日（金） ← 10月19日（月）～10月25日（日）

第4期 11月30日（月）～ 12月25日（金） ← 11月16日（月）～11月22日（日）

☆2021年1月以降については別途通知します。

## II. 使用を認める場所(使用時間帯は集合から全員が撤収するまでの時間です)

第1期 ⇒ ①テニスコート（ハード）、②テニスコート（クレイ）、③サッカー場、④陸上競技場、

⑤野球場、⑥弓道場

★各場所、平日の午前・午後にそれぞれ異なる1団体のみ許可します。

★午前10～12時、午後14時～16時の各2時間となります。

第2期 ⇒ 上記①～⑥に加え、⑦体育館1Fフロア、⑧体育館2F格技場、⑨大学校舎内の使用願が提出

された教室等（学生ホールと講堂は申請対象外）

★各場所・各教室等、平日の16時30分～18時30分（2時間）に1団体のみ許可します。

★「⑧体育館2F格技場」は15名を上限とします。

第3期 ⇒ 上記①～⑨に加え、⑩サークル会館

★①～⑩の各場所・各教室等、平日の16時30分～18時30分（2時間）に1団体のみ許可します。

★「⑩サークル会館」は1部屋当たり5名を上限とします。

★「⑩サークル会館」の2F暗室は当面使用を禁止します（換気が難しいため）。

第4期 ⇒ 上記①～⑩

★①～⑩の各場所、平日の16時30分～18時30分（2時間）に1団体のみ許可します。

★「⑩サークル会館」の扱いは第3期と同様。

☆体育館のトレーニング室は、第1～3期は禁止、第4期から人数制限を行いながら解放予定。

☆体育館のシャワー室については第2期から解放予定（3密対策を講じながら。別紙参照）。

☆「⑦体育館1Fフロア」については、今後の感染状況を見て同時に2団体の利用を検討する。

## 制限期間中における課外活動の許可及び感染防止策について

### 1. 課外活動の許可等

- (1) 活動を希望するサークルは、別途定める様式（申請書）を学生課に提出すること。
- (2) 提出された申請書は、札幌校学生委員会で審査し、許可された場合のみ活動が認められます。
- (3) 許可する期間は、最大4週間となります。必要に応じて再申請し、更新してください。

なお、活動許可期間であっても感染拡大状況によっては、当該許可を取り消す場合があります。

- (4) 対外試合へ参加する場合は、大会参加用の申請書を別途学生課へ提出してください。
- (5) 申請書に記載されていることが順守されない場合や使用場所・使用時間を守らない場合は、申請許可期間中の活動も含めて、それ以降の申請を認めないことがあります。

### 2. 感染防止策

#### (1) 文化系・体育系サークル共通

- ① 使用する器具等については、活動前後に消毒を行う。
- ② 活動前後の手洗いうがいを徹底する。
- ③ 体育館を含め、屋内の活動場所の換気をこまめに行う。
- ④ 合唱、吹奏楽、体育系サークルの活動中等を除き、マスクを着用すること。
- ⑤ 活動開始前には、体調・体温等健康状態を確認し、異常があるときは活動に参加しない。また、活動終了時には全員の体調を確認し、異変がある者については適宜必要な対応をする。
- ⑥ 大学施設での練習や学外での試合・練習に参加する場合、概ね2週間前から毎日、団体の責任

者が検温・健康観察を「自己健康チェック表」等で行わせる。

- ⑦ 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ」を全ての学生のスマートフォンにインストールし、インストールされていることを代表者が確認すること。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\\_00138.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)
- ⑧ 必要以上に大きな声での会話等を行わない。
- ⑨ 上記「⑨大学校舎内の使用願が提出された教室等」、「⑩サークル会館」は使用前後に使用者が机などをアルコール消毒すること。

## (2) 文化系サークル

- ① 合奏、合唱等は、パートごとに時間差を設ける等の工夫を行う。
- ② 向かい合って発声する活動については、十分な距離をとる。
- ③ マスクまたはフェイスガードを着用する。

## (3) 体育系サークル

- ① 更衣室・シャワー室については、身体的距離を確保することが困難なときは、少人数での使用等工夫する（一回の利用では最大4名までを上限とする）。
- ② 活動中は、十分な身体的距離を確保できるように、少人数ごとに行う等練習方法を工夫する。
- ③ 接触プレーをさける。
- ④ 休憩時には、汗を飛散させないように、タオル等で拭く。
- ⑤ 飲み物については、個人で用意する。回し飲みをしない。
- ⑥ マネージャー等、プレーをしない者については、マスクまたはフェイスガードを着用する。
- ⑦ 大声での声援やハイタッチなどを避ける。